破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１８３０号
北海道石狩市花川南４条１丁目208番地キャピタル花川Ⅲ102号
債務者　佐藤　一成
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９００号
札幌市東区東苗穂７条２丁目２番４―101号
債務者　金谷　　渉
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９６３号
札幌市東区北22条東23丁目１番12号　エスポアールⅠ101号
債務者　岡　　恭子（旧姓江戸）
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９６４号
札幌市東区北22条東23丁目１番12号　エスポアールⅠ101号
債務者　濱田　若菜
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９９３号
札幌市白石区北郷９条３丁目６番10号
債務者　谷上　裕章
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７６号
山形県酒田市上本町５番５号
債務者　阿部　玲子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第１１３号
福島県会津若松市八日町４番21号　丸安アパート203号、前住所千葉県船橋市藤原３丁目23番８号
債務者　荒井　一郎
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第５１３号
茨城県笠間市笠間1141番地
債務者　菅谷壽美子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５３４号
茨城県東茨城郡茨城町大字上石崎4696番地19
債務者　荻津　　優
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５３６号
茨城県那珂市菅谷2348番地　平野住宅７号
債務者　中西　道昌
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４４２号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木2377番地39
債務者　石井　智子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４５３号
埼玉県深谷市長在家836番地１
債務者　吉野　顕美（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２３号
埼玉県秩父市山田256番地１　ガーデンパレス201、旧住所埼玉県東松山市大字西本宿180番地１
債務者　石川　　優
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２３年（フ）第３８３号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地58　向島市営住宅１－３棟702号
債務者　松本　憲治
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８３号
京都市右京区太秦石垣町24番地　ネオ・アビタシオン102号室
債務者　静建築こと　岡部　智之
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３２９号
京都市西京区大枝北沓掛町４丁目21番地の11
債務者　齋藤　陽子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７２号
京都市西京区下津林南中島町85番地　グリーンハイツ片山205
債務者　吉田めぐみ（旧姓片岡）
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係